

一宮市民間既存建築物吹付けアスベスト対策事業補助金交付要綱

(目的)

- 第1条 この要綱は、市内の既存建築物の吹付けアスベストの分析調査事業及びアスベスト除去等事業を行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することにより、建築物の壁、柱、天井等に吹付けられたアスベストの飛散による市民の健康障害を予防し、生活環境の保全を図ることを目的とする。
- 2 前項の補助金の交付については、一宮市補助金等交付規則（昭和37年一宮市規則第18号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(適用範囲)

- 第2条 この要綱の適用範囲は、一宮市内の全域とする。

(用語の定義等)

- 第3条 この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) アスベスト 労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)第6条第23号に規定する石綿等をいう。
- (2) 補助対象建築物 本市の区域内に存する建築物（国、地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く。）をいう。ただし、国及び他の地方公共団体等が定めた補助制度等の対象となるもの、並びにこの要綱以外で本市が定めた補助制度等の対象となるものを除く。
- (3) 補助対象事業 補助対象建築物の所有者又は管理者が当該補助対象建築物に関して行う分析調査事業及びアスベスト除去等事業をいう。
- (4) 分析調査事業 補助対象建築物の壁、柱、天井等に吹付けられた建材に係るアスベストの含有の有無を分析により調査することをいう。
- (5) アスベスト除去等事業 補助対象建築物の壁、柱、天井等に吹付けられたアスベストについて、除去（耐火被覆材として施工された吹付けアスベスト等を除去した結果、耐火要求を満たさなくなる露出した鉄骨等の部材については、建築基準法令の求める耐火性能を満たすために行う耐火被覆工事を含む）、封じ込め又は囲い込みの措置（以下「除去等」という。）を行うことをいう。
- (6) 建築物石綿含有建材調査者 建築物石綿含有建材調査者講習登録規程（平成30年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第1号）第2条第2項又は第3項に規定する者をいう。

- 2 分析調査事業は、次に定める要件に適合するものでなければならない。

- (1) 分析による調査は、「建材中の石綿含有率の分析方法について」（平成18年8月21日付け基発第0821002号厚生労働省労働基準局長通達）により示された分析方法を標準とする。
- (2) 分析による調査の実施期間は、交付決定の通知を受けた日から起算して45日以内であること。
- (3) 分析による調査は、建築物石綿含有建材調査者が実施するものとする。

- 3 アスベスト除去等事業は、次に定める要件に適合するものでなければならない。
- (1) アスベスト除去等事業にあたりアスベストによる健康障害を防止するため、アスベスト除去等事業にたずさわる者の身体の保護及び一般大気中へのアスベストの飛散防止を図らなければならない。
 - (2) アスベスト除去等事業を行った後の補助対象建築物の敷地、構造及び建築設備は常時適正な状態で維持管理をするように努めなければならない。
 - (3) アスベスト除去等事業の実施期間は、交付決定の通知を受けた日から起算して90日以内であること。
 - (4) アスベスト除却等事業は、建築物石綿含有建材調査者が計画を策定するとともに、当該計画に基づく現場体制により実施すること。

(補助の対象)

第4条 補助金の交付を受けることができる補助対象建築物は、次の各号のすべてを満たすものとする。

- (1) 市税を滞納していない者。
- (2) 補助対象建築物は、この要綱に基づく同一事業の補助金の交付を受けていないこと。
- (3) 補助対象建築物の同一敷地内に存する他の建築物について、この要綱に基づく同一事業の補助金の交付を受けていないこと。
- (4) 補助対象建築物の所有者等（対象建築物の所有者、対象建築物の管理者をいう。以下同じ。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下、「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又はこれらと緊密な関係を有する者でないもの。

(補助対象経費及び補助金額)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）及び補助金額は、次の表のとおりとする。

種 目	対 象 経 費	補 助 金 額
分析調査事業	補助対象建築物について、分析調査事業に要する経費で分析による調査を実施する機関（以下「分析機関」という。）に対して支払う費用。	対象経費の全額。ただし、250,000円を限度とする。 （1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。）
アスベスト除去等事業	補助対象建築物について、アスベスト除去等事業に要する経費でアスベストの除去等を行う施工業者（以下「施工者」という。）に対して支払う費用。	対象経費の3分の2以内の額。ただし、1,800,000円を限度とする。 （1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。）

(交付申請)

第6条 分析調査事業に係る補助金の交付を受けようとする者は、一宮市民間既存建築物吹付けアスベスト対策事業（分析調査事業）補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、事業を実施する前に市長に提出しなければならない。

- (1) 付近見取図、配置図兼1階平面図、事業階平面図に事業を行う箇所を明示したもの
- (2) 申請に係る補助対象建築物の登記事項証明書その他当該補助対象建築物の所有者が分かる書類。ただし、同項第4号の書類をもって所有者が確認できる場合はこれを省略することができる。
- (3) 申請者が申請に係る補助対象建築物の管理者である場合は、管理者であることを証する書類
- (4) 確認済証、検査済証等の写しその他申請に係る補助対象建築物の建築年月日が分かる書類
- (5) 前年度の市県民税の納税証明書及び前年度の補助対象建築物の固定資産税の納税証明書（完納を証するもの）又はこれに代わるもの。ただし、譲渡等の理由により固定資産税の納税証明書の取得が困難であると市長が認める場合は添付を省略することができる。
- (6) 建築物石綿含有建材調査者等の資格証の写し
- (7) 分析調査事業に係る対象経費の見積書
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた書類

2 アスベスト除去等事業に係る補助金の交付を受けようとする者は、一宮市民間既存建築物吹付けアスベスト対策事業（アスベスト除去等事業）補助金交付申請書（様式第2号）に次に掲げる書類を添付して、事業を実施する前に市長に提出しなければならない。

- (1) 申請に係る補助対象建築物の壁、柱、天井等にアスベストが吹付けられていることを証する書類
- (2) 前項第1号から第6号までに掲げる書類
- (3) アスベスト除去等事業に係る対象経費の見積書
- (4) 建築物石綿含有建材調査者が作成した施工計画書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた書類

（交付の決定等）

第7条 市長は、前条各項の規定による申請があったときは、その内容を審査のうえ、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、一宮市民間既存建築物吹付けアスベスト対策事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知する。

2 市長は、補助金を交付することが不適当と認めたときは、一宮市民間既存建築物吹付けアスベスト対策事業補助金不交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知する。

（申請の取下げ）

第8条 申請者は、第6条各項の規定による申請を取下げるときは、第11条各項に定める完了実績報告書を提出する前までに一宮市民間既存建築物吹付けアスベスト対策

事業取下げ届（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（変更交付申請等）

第9条 分析調査事業に係る補助金の交付決定後に計画の変更により補助金の追加交付等交付額の変更を申請する場合は、一宮市民間既存建築物吹付けアスベスト対策事業（分析調査事業）補助金変更交付申請書（様式第6号）に次に掲げる書類を添付して、変更事業に着手する前に市長に提出しなければならない。

（1）分析調査事業に係る対象経費の見積書

（2）前号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた書類

2 アスベスト除去等事業に係る補助金の交付決定後に計画の変更により補助金の追加交付等交付額の変更を申請する場合は、一宮市民間既存建築物吹付けアスベスト対策事業（アスベスト除去等事業）補助金変更交付申請書（様式第7号）に次に掲げる書類を添付して、変更事業に着手する前に市長に提出しなければならない。

（1）申請に係る補助対象建築物の壁、柱、天井等にアスベストが吹付けられていることを証する書類

（2）アスベスト除去等事業に係る対象経費の見積書

（3）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた書類

3 第7条第1項及び第2項の規定は、前2項の規定による補助金の交付額の変更申請について準用する。

（着手の届出）

第10条 補助対象事業の着手は、一宮市民間既存建築物吹付けアスベスト対策事業補助金交付決定通知書を受け取った後に行わなければならない。

2 申請者は、分析調査事業及びアスベスト除去等事業に着手したときは、一宮市民間既存建築物吹付けアスベスト対策事業着手届（様式第8号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

（1）着手箇所ごとの着手前の写真

（2）着手の状態が確認できる写真

（3）請負契約書の写し

3 前項の書類は、補助金の交付の決定があった日から起算して30日以内に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めた場合はこの限りでない。

（完了実績報告等）

第11条 申請者の分析調査事業に係る報告は、一宮市民間既存建築物吹付けアスベスト対策事業（分析調査事業）完了実績報告書（様式第9号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

（1）分析機関が発行した分析調査結果報告書

（2）分析による調査に要する費用に係る分析機関からの請求書の写し

（3）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 申請者の、アスベスト除去等事業に係る報告は、一宮市民間既存建築物吹付けアスベスト対策事業（アスベスト除去等事業）完了実績報告書（様式第10号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 施工者が発行したアスベスト改修結果報告書
- (2) アスベストの除去等に要する費用に係る施工者からの請求書の写し
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 前各項の書類は、完了の日から起算して 30 日を経過した日又は補助金の交付決定の通知のあった日の属する年度の 2 月末日のいずれか早い日までに提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めた場合はこの限りでない。

(事業期間の延長)

第 12 条 申請者は、第 3 条第 2 項第 2 号及び同条第 3 項第 3 号に定める期間内に事業が完了しない場合には、一宮市民間既存建築物吹付けアスベスト対策事業期間延長届(様式第 11 号)を市長に提出しなければならない。

(額の確定通知)

第 13 条 市長は、第 11 条各項の規定による報告があったときは、報告の内容を審査のうえ、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、一宮市民間既存建築物吹付けアスベスト対策事業補助金額確定通知書(様式第 12 号)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第 14 条 申請者は、分析調査事業に係る補助金の交付を請求しようとするときは、前条による補助金の額の確定後、すみやかに一宮市民間既存建築物吹付けアスベスト対策事業(分析調査事業)補助金交付請求書(様式第 13 号)に、分析による調査に要する費用を分析機関に支払ったことを証する領収書の写しを添付して市長に提出しなければならない。

2 申請者は、アスベスト除去等事業に係る補助金の交付を請求しようとするときは、前条による補助金の額の確定後、すみやかに一宮市民間既存建築物吹付けアスベスト対策事業(アスベスト除去等事業)補助金交付請求書(様式第 14 号)に、アスベストの除去等に要した費用を施工者に支払ったことを証する領収書の写しを添付して市長に提出しなければならない。

3 市長は前 2 項の請求書に基づき、申請者に補助金を交付するものとする。

(地位の承継)

第 15 条 申請者が死亡した場合において、申請者の承継人が交付決定のあった内容で建築物吹付けアスベスト対策事業を行う意思があるときは、市長に届け出をして地位を承継することができる

2 申請者が破産等のやむを得ない事情により第三者に地位を承継する場合において、申請者の承継人が交付決定のあった内容で建築物吹付けアスベスト対策事業を行う意思があるときは、市長に届け出をして地位の承継をすることができる。

3 地位の承継を受けようとする者は、一宮市民間既存建築物吹付けアスベスト対策事業承継届(様式第 15 号)に地位を承継するものであることを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第16条 市長は、規則に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する場合には、補助金の交付決定を取消し、一宮市民間既存建築物吹付けアスベスト対策事業補助金交付決定取消通知書(様式第16号)により申請者に通知するものとする。

(1) 虚偽の申請その他不正の行為により補助金の交付を受けたとき

(2) 一宮警察署からの通報又は一宮警察署への照会等により、所有者等が暴力団、暴力団員又はこれらと緊密な関係を有する者であることが判明したとき

(3) その他、市長が補助金の交付を不相当と認めたとき

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の取消しをしたときは、既に交付した補助金を市長の定める期日までに返還を命ずることができ、その返還命令は一宮市民間既存建築物吹付けアスベスト対策事業補助金返還命令書(様式第17号)により行うものとする。

(書類の保管)

第17条 この事業に関する書類は、事業完了後5年間保存するものとする。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は市長が別に定める。

2 この要綱に係る様式は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は平成20年7月1日から施行する。

付 則(平成21年1月14日改正)

この要綱は平成21年1月15日から施行する。

付 則(平成22年3月25日改正)

この要綱は平成22年4月1日から施行する。

付 則(平成24年3月21日改正)

この要綱は平成24年4月1日から施行する。

付 則(令和2年3月9日改正)

この要綱は令和2年4月1日から施行する。

付 則(令和3年2月24日改正)

この要綱は令和3年4月1日から施行する。